

日常生活用具給付種目(難病)

木更津市

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの(ただし、訓練用ベッドとの併給はできないものとする。)	154,000	8年
		特殊マット	寝たきりの状態にある難病患者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止する機能を有するもの	19,600	5年
		特殊尿器	自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年
		体位変換器	寝たきりの状態にある難病患者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
		移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
		訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの(ただし、特殊寝台との併給はできないものとする。)	159,200	8年

日常生活用具給付種目(難病)

木更津市

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
		便器	常時介護を要する難病患者	難病患者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4450 便器に手すりをつけた場合 9,850	8年
		移動・移乗支援用具	下肢が不自由であって、家庭内の移動等において介助を必要とする難病患者。ただし、原則として3歳以上の難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
		特殊便器	上肢機能に障害のある難病患者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200	8年
		自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8年

日常生活用具給付種目(難病)

木更津市

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器)	呼吸機能に障害のある難病患者	難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
		電気式たん吸引器		※ただし、ネブライザー付き電気式たん吸引器の額は、ネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引器の価格の基準の額を合算した額	56,400	5年
		発電機(蓄電池を含む。)	呼吸機能に障害のある難病患者であって、在宅で生命維持に必要な機器を使用しているもの	生命維持に必要な機器に接続することで当該機器の稼働に必要な電力を供給できるものであって、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	100,000	10年
	住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものであって次に掲げるもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	—
	その他	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装置が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	6年